

# 国家戦略特区に関する提案

岩盤規制に風穴を開け、民によるイノベーションを創出

2013年9月11日

大阪府・大阪市

# 提案項目

御堂筋エリアなど都心部を対象とした「チャレンジ特区」

最先端の医療サービスを提供する「国際メディカル特区」

公立病院の経営改革に資する先進医療の保険診療併用特区

「楽しい街」＝「大阪高度集密都市」特区

# 課題意識

- 今回の国家戦略特区は、これまでの特区と異なる新しい性格と役割を持つもの。それは従来の政策目標である、安全・平等、効率を過度に求める従来の考え方ではなく、新しい日本、将来ある成長日本を想起させる「新しい正義」を生むものでなければならない。
- 「新しい正義」とは、日本に生きる人々に、この国が長期にわたって成長しうる自由な国であると確信させること。安全、平等、効率と並ぶ重要な正義である「楽しさ」がこの国で自由に有り続けること、そして、切磋琢磨、競争し、チャレンジできる「選択」が最大限に自由であること。
- 「楽しさ」と「選択の自由」が最大限確保されることによってこそ、高度な人材・特色ある産業の集積や、国内外からの集客力を飛躍的に高めること、さらにハード面の資源集積によって、経済産業の活性化、都市の再生などを推進することができる。
- とはいえ、これを一挙に変えることは社会的混乱を招く。したがって、戦略特区制度を設け、特定の地域や特定の組織から変革し、それによって従来制度に「もう一つの考え方」を示すのが役割。
- 今回の特区は、これまでなかなか進まなかった岩盤規制に風穴を開け、日本を本当に変えるということを実現できるかが鍵。要は民間に対して岩盤規制を取っ払い、自由領域を民間に渡し、イノベーションは民間が考え、民間が作るものとする。
- これらの課題意識のもと、岩盤規制に果敢に取り組み、民間のイノベーションを創出することにより、我が国が長期にわたって成長をもたらすことに資するため以下の提案を行う。
- なお、特区においては、規制緩和の実効性を担保するため、規制公聴会制度を設け、特区内の規制を行う官庁の担当官は、何故に当該規制を行うか説明する公聴会に応じる義務を負う制度とすべきである。
- また、本特区提案にあたり、具体的要件等については、制度設計において協議することとしたい。

# 御堂筋エリアを対象とした「チャレンジ特区」

## 【趣 旨】

- ◎ 経済活動のグローバル化が進展し都市間競争が激化する中、大阪が持続的成長を図るには、都心の活性化が必要である。
- ◎ とりわけ代表的なビジネス街である御堂筋は、良質なオフィス空間確保が出来るよう制限を緩和するとともに、業務機能強化につながる商・学・住など多様かつ高度な都市機能の集積を図るなど、次世代の御堂筋づくりにむけた取り組みが始まっている。
- ◎ こうした動きに合わせ、御堂筋エリアを対象に、能力主義・競争主義に果敢にチャレンジする高度な能力を持つ内外の人材や、そうした人材を求める企業が集まる条件を整備するため、労働法制の緩和を図る。
- ◎ 同時に、このような人材の子弟の教育環境を整備するため、公立学校運営に民間活力を導入することにより実現することとし、学校経営ノウハウなどを持つ民間に開放を行う。

## 【対象地域】

御堂筋エリア

## 【内 容】

### 1. 労働法制の適用緩和

- ・内外から高度な能力を持った人材がビジネスに挑戦できる環境をつくるため、労働時間規制や解雇規制の適用除外など労働法制の緩和を行う。
- ・具体的には、一定額以上の年収のある人を対象に、労働時間規制適用除外を拡大するとともに、解雇回避努力等を行った後でしか解雇できない規定の適用除外とする。

#### 《規制緩和》

労働基準法第41条(労働時間規制の適用除外)に追加  
労働契約法第16条(解雇無効)の適用除外など

### 2. 高度な能力を持った外国人の就労を支える環境

- ・特区エリアで働く経営者や専門家および彼らを支える外国人スタッフが働きやすいように、入国、滞在、就労などに関する要件を緩和する。

#### 《規制緩和》

高度人材を対象としたポイント制優遇制度の緩和など

### 3. 公設民営学校方式による学校の開設

- ・国際的に活躍できるグローバル人材教育や高度人材の子弟の教育ニーズに応えることなどが急務となるなか、公立学校における国際バカロレア認定教育や、既存の小中学校・中高一貫校の運営において、学校経営ノウハウなどを持つ民間に開放を行う。

#### 《規制緩和》

学校教育法第5条(設置者管理主義)の改正

義務教育国庫負担法第2条及び市町村立学校職員給与負担法第1条の適用(小中学校の教職員人件費についての財源措置)

地方交付税法第12条の適用(公立学校の教職員数についての地方交付税算定基礎)

### 4. 働く高能力・高収入従業者への5分5乗方式(所得税)の適用

- ・特区エリアを知識技能集積都市とするため、特区内で働く高能力・高収入従業者へ5分5乗方式(所得税)の適用を行い、高度専門人材を呼び込むとともに、関連労働者の集積を図る。

#### 《規制緩和》

所得税法の緩和

# 最先端の医療サービスを提供する「国際メディカル特区」

## 【趣 旨】

- ◎ 経済のグローバル化に対応し、世界からヒト・モノ・カネが集まるビジネス環境の整備を進めて行くことが喫緊の課題であり、その際には外国人にも配慮した最先端の医療環境整備が重要である。
- ◎ 大阪・関西には、世界に冠たる製薬・医療機器産業、大学等の研究機関の集積があり、それらを基礎にした最先端の医療技術を提供できる条件が備わっている。一方、24時間運用、アジアとの充実したネットワークという強みをもつ関西国際空港が存在する。
- ◎ そこで、関西国際空港及びりんくうタウン地域を対象に、外国人医療スタッフにも門戸を開放した特区内医療看護や先進医療の推進・具体化のための混合診療の実施などを行う世界最強の「国際メディカル特区」を創設する。
- ◎ 国内外の患者を対象にした医療交流の振興につながるとともに、我が国医療水準を高め、医療機器や医薬品関連産業の発展と輸出拡大にも貢献できる。

## 【対象地域】

関西国際空港及びりんくうタウン地域

## 【内容】

### 1. 外国人医療スタッフによる特区内医療看護の規制緩和

外国人医師による医療行為解禁、チーム医療実施のための外国人看護師などの受け入れ推進

#### 《規制緩和》

医師法第2条、第17条の各国との相互承認など

### 2. 先進医療の推進・具体化のための混合診療の実施など

#### 《規制緩和》

健康保険法第86条

### 3. 高度医療を提供するため、内外から患者を受け入れる医療機関に対する病床規制の見直し

#### 《規制緩和》

医療法、健康保険法の緩和による病床過剰地域での一定の病床整備

### 4. 株式会社による病院・診療所の参入拡大

#### 《規制緩和》

構造改革特区により容認された株式会社による病院・診療所の開設について、実効性あるものとするための一層の規制緩和

# 公立病院の経営改革に資する先進医療の保険診療併用特区

## ◆主旨

- 公立病院の経営改革が急務である。総務省の指導により全国の公立病院において経営改善の取組みが進んでいるが、未だ経常収支ベースでさえ赤字の病院が5割近くに上る。経常収支黒字病院も含め、巨額の一般財政負担が生じており、自治体の破綻リスクを高めている。大阪府立病院と大阪市立病院も例外ではなく、平成23年度220億円を超える負担金を拠出している。
- 地域に必要な医療を提供する上で重要な役割を担う公立病院の経営の持続可能性を確保するために、規制緩和により、公立病院の有する充実した医療資源を活かして、新たな医療技術をより早く弾力的に患者に提供し、研究開発の果実を患者に還元するとともに経営改革に資するものとする。

## ◆地域 大阪府内 以下の医療機関に限定

- 大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター、大阪府立成人病センター、大阪府立母子保健総合医療センター（大阪府立呼吸器・アレルギーセンター）
- 大阪市立総合医療センター

## ◆目的

- 患者への治療効果を上げる。
- 患者の経済的負担を軽減する。
- 公立病院の経営改善を図る。
- 公立病院の医療提供機能の向上と、病院運営の持続可能性を高める。

## ◆概要及び必要な規制改革

- 未だ厚生労働大臣に認められていない先進医療の保険診療との併用を弾力的に可能とする規制緩和を行い、大阪府立病院及び大阪市立病院において、先進医療を患者に実施する。
- 患者の負担軽減に寄与するとともに、医業収益の増加による赤字縮小、経営改善を図る。



# 楽しい街・大阪高度集密都市特区

## 【趣旨】

◎国内外から人が集積し、文化・芸術に溢れ、楽しくらせる都市を実現するためには、ハード資源もそれにふさわしいものへと変革し、かつ高度に集積させていく必要がある。

◎大阪市や府内中心市街地には、高度成長時代に建設された住宅や施設等が多数存在している。その中には家族の少人数化、高齢者家族の増加、さらには知価社会化などの時代の変化にうまく適合していないものが増加している。

◎このため、市街地の高層化、多目的化により建造物の建替えを促し、職住一体化等時代の変化に対応した新しい都市造りを実現する。また公有地の利用度を高め、地域コミュニティの再生を促進する。

◎また、特色ある広告は海外の諸都市でも有力な都市魅力の一つとなっている。大阪都心部の一定のエリアで民間が自由に特色ある広告を掲示できるよう規制緩和等をすすめる。

## 【内容】

- ・容積率の緩和、用途規制の廃止（環境規制にする）
- ・小中学校設置規準と施設規準を緩和、学校市民共同施設の整備を図る（共同住宅の一部が教室、屋上運動場のような学校も認める）。
- ・共同住宅の建替えにかかる現行要件である、住民の4/5の同意条項を緩和する。
- ・アトリエ付き住宅など芸術文化活動を可能とする公共住宅の基準の見直し
- ・特色ある広告掲示を促進するためのエリアを限定した広告規制の緩和